

## 入札説明書等に関する回答書

令和4年11月24日

福島県立福島南高等学校長

案件名	白灯油単価購入契約 予定数量 17,500リットル
質 問 事 項	
<p>契約書（案）第12条第3項に「契約単価が著しく不当と認められるに至ったときは、相手方と協議の上、契約単価を変更することができるものとする。」との規定があるが、契約変更のタイミングは月中でも可能なのでしょうか。</p> <p>変更に伴い参考になっている資料等がありますか。</p>	
回 答 事 項	
<p>単価契約の変更は月の途中でも可能としています。</p> <p>契約変更の際には、業界新聞（燃料油脂新聞）の記事、福島県の灯油価格の情報などの資料を参考としています。</p>	